

クリニカルパス検討会 要綱

(設置)

第1条

- 1.科学的根拠に基づいた治療の標準化とケアプロセスを通して、質の高い医療を提供していく事を目的に作成したクリニカルパスの評価・使用の推進を行うためにクリニカルパス検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。
- 2.検討会のもとに、看護部クリパス小委員会を設置する。

(所掌業務)

第2条

市立函館病院におけるクリニカルパス作成・運用・評価・修正に関すること

(組織)

第3条

- 1.検討会に委員長・副委員長をおく。
- 2.委員長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 3.副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代理する。
- 4.委員長は、院長が指名する。
- 5.副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 6.委員は、各所属から推薦を受けて委員長が指名する。

(会議)

第4条

- 1.検討会の会議は、委員長が招集する。
- 2.会議は、委員長が議長となる。
- 3.委員長は、必要があるときは会議に委員以外の者の出席を求めて、意見・説明を聞き、またはその者に資料の提出やワーキングを求める事ができる。
- 4.急を要する事案がある場合、メールでの緊急会議の開催も可能とする。
- 5.業務の運用方法の変更等についての検討会での協議決定事項は、院長に報告する。
- 6.院長は、検討会からの報告を受けた場合、必要に応じ運営企画会議にはかり、その承認をもって変更等について実行する事ができる。ただし、緊急を有する事案または、軽微な事案については、院長の承認をもって実行することができる。なお、この場合院長は直近の運営企画会議においてその旨を報告しなければならない。
- 7.看護部クリパス小委員会での協議決定事項は、検討会の会議で報告し、承認を受けるものとする。

(事務局)

第5条

検討会の庶務は、経営システム課において処理する。

(補足)

第6条

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、委員長が検討会に諮って決定する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。